

義援金の申請受付を開始します

全国の皆様から寄せられた義援金の第1次配分の申請受付を開始します。

今回の配分は、被災者の生活再建等の一助として活用していただくため、家屋損壊等のため日常生活などに支障が生じている世帯に対して義援金の一部を定額配分するものです。

県と市の見舞金の受付もあわせて行います。ただし、対象となる世帯は、義援金の対象となる世帯とは異なります。

1 対象となる世帯

8・20豪雨災害で住んでいた家屋が次の被害を受けた世帯

【義援金】

- ・全壊 ・大規模半壊又は半壊 ・一部破損 ・床上浸水
- ・床下浸水のうち床下への土砂流入（第2次配分以降は対象になりません。）

【見舞金】

- ・全壊 ・大規模半壊又は半壊 ・床上浸水（県の見舞金は対象になりません。）

2 配分金額

10万円（広島市義援金5万円、広島県等義援金5万円）＜銀行振込になります。＞

3 受付開始日・受付時間

開始日：平成26年9月12日（金）から

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（9月中は午後7時まで）

4 受付場所

(1) 受付場所は次のとおりです。

受付場所	住所	受付期間
安佐北区役所	安佐北区可部四丁目13番13号	9/12～
三入公民館	安佐北区三入五丁目15番9号	9/12～9/15のみ

安佐北区版

- (2) 受付窓口が混雑することが予想されますので、なるべく待ち時間が長くなりないう、次のとおり受付日と受付場所を地区ごとに設定しているところがありますので、ご協力をお願いします。(受付地区が空欄のところはどなたでもお越しいただけます。)

受付日	受付地区	
9月12日(金)	安佐北区役所	深川地区、可部地区(可部東一～六丁目を除く。)
午前8時30分から午後7時まで	三入公民館	三入東地区、三入南・桐原地区、大林地区
9月13日(土)	安佐北区役所	可部東一～五丁目
午前8時30分から午後7時まで	三入公民館	
9月14日(日)	安佐北区役所	可部東六丁目
午前8時30分から午後7時まで	三入公民館	
9月15日(月・祝)	安佐北区役所	
午前8時30分から午後7時まで	三入公民館	

9月16日(火)以降は、安佐北区役所で受け付けます。(9月は、土曜日・日曜日・祝日も受け付けます。)

- (3) 郵送でも受け付けます。

(郵送される場合は、①申請書(押印したもの)、②金融機関名、口座名義、口座番号等の分かる部分のコピー、③自動車運転免許証か健康保険証などのコピーを添付してください。)

申請書は安佐北区役所区政調整課、市役所企画総務局総務課でお配りしています。また、市ホームページからダウンロードできます。

郵送先

〒730-8586

広島市役所企画総務局総務課 義援金係

※郵便番号とあて先だけで届きます。

5 持参していただくもの

- (1) 振込先の金融機関名、口座番号等が分かるもの(被災された世帯の世帯主名義のもの)
- (2) 印鑑
- (3) 自動車運転免許証・健康保険証など(申請者(世帯主)や代理申請者の本人確認ができるもの)

【問い合わせ先】 企画総務局総務課 504-2033
安佐北区区政調整課 819-3903